

◎新潟県選挙管理委員会告示第42号

令和8年5月31日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めた。

令和8年5月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

被登録資格決定基準日 令和8年5月13日

（ただし、年齢については、令和8年5月31日とする。）